

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験は下記①から③のどれか1つの条件を満たす者である。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務」に従事した場合 「1号＋2号の期間」≥ 5年 かつ 「1号＋2号の期間」－「第3号の期間」≥ 3年
②	「社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務」に従事した場合 「4号の期間」≥ 8年 かつ 「4号の期間」－「5号の期間」≥ 3年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した場合 「1号＋2号＋4号の期間」－「第3号＋5号の期間」≥ 3年 かつ 「6号の期間」 ≥ 5年

1号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 （※1）その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業（障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業）の従事者
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（保健所、市町村役場の従業者）
ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者）
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者）
カ	保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級（介護職員初任者研修）以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム）の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業（旧児童デイサービス事業を含む）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者（改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者）
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務に従事した者）
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	---

4号	第2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	--

5号	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	---

6号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注）ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1）**相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2）**直接支援の業務**：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下訓練等）という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務